井原市議会議員政治倫理条例【解説】

井原市議会が目指している市民に真に開かれた議会運営は、議員に対する市民の揺るぎない信頼があって初めて実現できるものである。

そのためには、議員は市民の代表としての高い倫理観と深い見識により、市議会自らが定めた政治倫理基準に基づき、誇りと自信をもって市政の一翼を担っていくことが必要である。

ここに、議員と市民との信頼関係を築く基盤として、この条例を制定する。

【解説】

井原市議会では、議会の活性化と改革のため「真に開かれた議会」をテーマに、市民から信頼される身近な議会を目指し、議会の最高規範となる「井原市議会基本条例」を平成２２年１０月４日に制定しました。

今後、この基本条例に基づいた議会運営を行っていくためには、議員に対する市民の揺るぎない信頼があってこそ実現できるものです。このため議員が市民の代表者としての高い倫理観と深い見識を持ち、市政を推進していくことが必要です。

そこで、市議会自ら明確な政治倫理基準を規定した「井原市議会議員政治倫理条例（案）」を制定することとしています。

※「市政の一翼を担う」とは、ともに選挙で選ばれる市長と市議会議員が、車の両輪として市政を推進していくことを表しています。

（目的）

第１条　この条例は、井原市議会議員（以下「議員」という。）が、市政に関し市民の厳粛な信託に応える代表であることを自覚し、議員の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議員の政治倫理の確立を図り、もって市民に信頼される公正で真に開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

【解説】

選挙により市政を負託された市議会議員が、高い政治倫理を確立し、市民の方から信頼される「真に開かれた議会」として市政発展に努めていくことを、この条例の目的としています。

（政治倫理基準）

第２条　議員は、政治資金規正法（昭和２３年法律第１９４号）、公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）、公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成１２年法律第１３０号）等の公職にある者に対して適用される法律その他の関係法令ほか、次の各号に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

(1)　市民全体の代表者として、その品位及び名誉を損なうような行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある一切の行為をしないこと。

(2)　市民全体の代表者として、常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。
(3)　政治活動に関して、法人その他の団体から、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附を受けないものとし、議員の後援団体についても同様に取り扱わせるよう措置すること。
(4)　市（市が資本金、出資金その他これらに準ずるものを出資している法人を含む。以下同じ。）が行う工事の請負契約、業務の委託契約若しくは物品の購入契約又は指定管理者の指定に関して特定の業者のために有利な取り計らいをしないこと。
(5)　市の職員の公正な職務の執行を妨げ、その権限及び地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。
(6)　市の職員の採用、昇任又は人事異動に関して、不当に関与しないこと。

【解説】

市議会議員として、市民から疑惑を受けることのないよう、基本的な倫理基準を設けています。
条文にも記載しているとおり、議員の活動には様々な法律により、寄附の禁止等が定められており、そうした法令等（法律や条例など）を遵守するとともに、市議会議員としての権限や地位を利用した不正な影響力の行使をしないよう規定しています。

（議員の責務）
第３条　議員は、市民全体の代表者として、法令等を遵守し、市政に関わる自らの役割及び責務を自覚するとともに自ら研鑽を積み、前条に規定する政治倫理基準を遵守し、責任をもって政治活動を行わなければならない。
２　議員は、公正な職務執行を妨げるいかなる不当な要求にも屈してはならない。
３　議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら潔い態度をもって疑惑の解明にあたるとともに、その責任を明らかにしなければならない。

【解説】

第２条に定めた政治倫理基準を遵守した政治活動（議員としての活動、議会活動、後援会の活動を言います。選挙活動は除かれます。）を行うことを定めるとともに、議員に対する不当な要求には毅然たる態度を示すことを規定しています。
また、市民から疑惑を持たれた場合の、説明責任について規定しています。

（市民の役割）
第４条　市民は、主権者として自らも市政を担い、公共の利益を実現する責任を有することを自覚するとともに、議員の政治活動に対し関心を持つよう努めるものとする。
２　市民は、議員に対し、第２条に規定する政治倫理基準に反するような働きかけを行って

はならない。

【解説】

選挙を通じて市議会議員を選ぶことにより、市民おひとりおひとりが市政を担っています。皆さんが選んだ市議会議員の政治活動に関心を高めていただくよう規定しています。

（就業等の報告義務）

第５条　議員は、自ら事業を営んでいる場合又は次の各号のいずれかに該当する法人その他の団体（出資のみ行っている団体を除く。以下「法人等」という。）の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人に就いている場合は、速やかに議長に報告しなければならない。事業を休止したとき又は職を辞したときも同様とする。

(1) 収益事業を営む法人等

(2) 市の許認可が必要な事業を営む法人等

(3) 市から補助金等を受け、又は受けようとする法人等

【解説】

地方自治法第９２条の２の規定により、議員は市と請負契約等をする法人の取締役等になれないと規定されています。第５条は、地方自治法の規定をよりわかりやすく示し、その就業状況を議長に報告することを義務付けています。

【参考・・・地方自治法】

第９２条の２　普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し、請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

（審査の請求）

第６条　市民又は議員は、議員が政治倫理基準に違反する行為をした疑いがあるときは、これを証する資料を添えて、市民にあっては地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第７４条第５項に規定する選挙権を有する者の総数の１００分の１以上の者の連署、議員にあっては議員定数の８分の１以上の者の連署をもって、議長に対し政治倫理基準に違反する行為の存否の審査（以下「審査」という。）を請求することができる。

【解説】

市議会議員が政治倫理基準に違反する行為をした場合、その審査を請求できることを規定しています。

（政治倫理審査会の設置等）

第７条　議長は、前条の規定による審査の請求（以下「審査請求」という。）があったときは、井原市議会政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し、当該審査を付託しなければならない。

２　審査会の委員（以下「委員」という。）は、８人以内とし、議員の中から、議長が委嘱する。

３　委員の任期は、付託された審査の結果を議長に報告した日までとする。

４　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

５　委員である議員は、自らが審査の対象となったときは、委員を解嘱されるものとする。

【解説】

政治倫理に関する審査請求があった場合、井原市議会政治倫理審査会を設置することを規定しています。

（審査会の職務及び権限）

第８条　審査会は、付託された審査を行うため、当該審査の対象となっている議員（以下「対象議員」という。）及び関係者に対し、資料請求、事情聴取等必要な調査を行うことができる。

２　審査会は、対象議員に弁明の機会を与えなければならない。

３　審査会は、対象議員又は関係者が第１項の規定による調査に協力せず、又は虚偽の内容を報告したときは、その旨を議長に報告しなければならない。この場合において、議長は、その旨を公表する等必要な措置を講ずるものとする。

４　審査会は、公開するものとする。ただし、出席委員の３分の２以上の者の合意により非公開とすることができる。

【解説】

政治倫理審査会の審査について規定しています。審査会では個人のプライバシーを扱う場合もあるため、出席委員の３分の２以上が合意した場合、非公開とできるよう規定しています。

（議長及び議員の協力義務）

第９条　議長は、審査会の要求があるときは、審査に必要な資料を提出しなければならない。

２　議員は、審査会の要求があるときは、審査に必要な資料を提出し、又は審査会に出席して意見を述べなければならない。

【解説】

議長や議員が政治倫理審査会の審査へ協力する義務があることを規定しています。

（審査結果の報告）

第１０条　審査会は、議長が審査請求を受けた日から原則として９０日以内に、付託された審査を終え、議長に対してその審査結果を文書で報告しなければならない。

２　議長は、前項の報告を受けた日から７日以内に、当該報告に係る文書の写しを審査請求をした者の代表者及び対象議員に送付するとともに、当該報告の概要を市民に公表しなければならない。

３　対象議員は、前項の文書を受け取った日から１４日以内に限り、弁明書を議長に提出することができる。

【解説】

政治倫理審査会の審査は、速やかに行い、審査後は審査結果を公表することを規定しています。

（審査結果の措置）

第１１条　議長は、審査会から報告を受けた事項を尊重し、政治倫理基準に違反したと認められる対象議員に対して、議会の名誉及び品位を守り、市民の信頼を回復するため、議会運営委員会に諮り次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 議員の辞職勧告を行うこと。

(2) 条例の規定を遵守させるため警告を発すること。

(3) その他議長が必要と認めること。

【解説】

政治倫理審査会の審査結果は尊重されること、違反した議員に対する議会としての措置を規定しています。

（委任）

第１２条　この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

【解説】

審査請求の方法や請求書の様式、政治倫理審査会の運営などを議会規則として別に定めることを規定しています。

附　則

この条例は、平成２３年４月１日から施行する。